

2008年6月17日
アクセス制御方式作業班

高度衛星デジタル放送 限定受信方式
報告書案（技術的条件）

高度衛星デジタル放送の限定受信方式

高度衛星デジタル放送の限定受信方式として、C A S - R方式を採用する。

(理由)

C A S - R方式は、現行B Sデジタル放送や広帯域C Sデジタル放送で利用されている方式であり、引き続き本方式を採用することとした。

高度衛星デジタル放送では、現行のデジタルH D T Vを超える高精細・高品質の映像サービスが新たに導入されることが想定されており、新たな放送サービスに対応でき、セキュリティ技術の動向を考慮したC A S方式の検討が今後必要になると考えられる。例えば、現行方式と互換性がない受信機を必要とする新たな放送サービスが導入される場合は、スクランブルサブシステムの暗号方式として、鍵長1 2 8ビット以上の暗号方式等の追加を検討する必要があるとの意見もある。

また、蓄積型放送サービスでは、暗号化した映像音声データをファイルとして、T L V (Type Length Value)多重化方式で伝送し、その復号鍵は通信経由で取得することも想定される。このためには、ファイル型伝送における映像音声データのエンクリプト方式として、エンクリプトの対象を、T L V内に含まれるデータバイトとすることを明示する、限定再生方式に関する規定が必要になるものと考えられる。